

利 用 規 約

(目的)

第1条 この利用規約（以下、「本規約」という。）は、横浜ウォーター株式会社（以下「当社」という。）が提供する横浜市水道局向け給水装置工事電子申請システム（以下「電子申請」という。）を、指定給水装置工事事業者および図面代理申請業（以下「利用者」という。）が利用する場合において必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 電子申請を利用するためには、本規約に同意いただくことが必要です。電子申請を利用される前に、必ず本規約を十分にお読みください。なお、利用者は、電子申請を利用した場合は、本規約に同意したものとみなします。

(利用者の責任)

第3条 利用者は、電子申請を利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担において準備するものとします。また、機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続は、利用者が自己の責任と費用において行うものとします。

2 利用者は、電子申請の利用に当たり、自己の使用に係る機器について、ウィルス感染防止等必要なセキュリティ対策に努めるものとします。

3 利用者は、利用者等が電子申請において提供、伝送するデータ等については、利用者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第4条 電子申請の利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。これらの禁止事項に違反し、当社、横浜市、又は第三者に対し損害を与えた場合、その責めを問われる場合があります。

(1) 自身を偽り、又は他人を装って不正に電子申請にアクセスすること並びに本規約に違反して、第三者に電子申請にアクセスさせること。

(2) 電子申請の管理及び運営を故意に妨害し、又はウィルス等により電子申請のシステムを破壊すること。

(3) 故意又は過失を問わず、電子申請に対し、ウィルスに感染したファイルを送信すること。

- (4) 他の利用者のログイン ID（利用者を識別するため、利用者ごとに振られる符号をいいます。以下同じ。）を不正に入手し、使用すること。
- (5) 他の利用者のログイン ID の不正入手または使用を試みること。
- (6) 電子申請の全部又は一部を第三者に頒布、転載、送信その他の方法で提供すること。
- (7) 電子申請を構成するソフトウェアに改変を加え、解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードの入手を行うこと。
- (8) 電子申請を構成するソフトウェアの改変又は解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードの入手を試みること。
- (9) 他の利用者のデータを閲覧、変更、改竄する行為またはそのおそれがある行為
- (10) 電子申請に含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去等すること。
- (11) 電子申請に含まれる図面等の修正、複製、改ざん、販売等を行うこと。
- (12) 電子申請の画像、文字等について、当社に無断で他のホームページ、印刷物等に転載すること。
- (13) 電子申請を本来の目的以外で利用すること。
- (14) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (15) その他法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為並びに第三者の設備等又は電子申請用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又そのおそれのある行為。

(違反行為等に対する防御措置)

第5条 当社は、本規約に定める禁止事項のいずれかに該当する行為が明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者の電子申請利用停止等必要な措置を講ずることができるものとします。

(利用時間)

第6条 電子申請サービスの利用時間は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前7時から午後10時。
 - (2) 日曜日を除く午前7時から午後10時。
 - (3) 当社が定める年末年始等の休日を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、利用者へ事前の通知を行うことなく、電子申請の利用を停止又は制限できるものとします。
- (1) 電子申請の利用が著しく集中した場合
 - (2) 電子申請に重大な不具合が生じ、緊急にシステムメンテナンスを行う場合

(3) その他やむを得ない理由が生じた場合

3 利用者側の利用環境等によらない理由により電子申請が利用できなくなったと思われる場合には、当該利用者は当社ウェブサイトに掲示する「お知らせ」(以下「お知らせ」という。)等にて不具合の内容、復旧予定時刻等の状況を確認することができます。お知らせ等にて状況が確認できない場合は、速やかに次条に定めるヘルプデスクへ御連絡いただくようお願いします。

(問合せ方法)

第7条 電子申請の操作方法、技術的な不明事項等についての問合せは、三ツ境および洋光台水道事務所内給水審査担当が行うものとします。

2 受付時間は、電話の場合は、土日・祝日・当社が定める年末年始等の休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(ログインID等)

第8条 利用者のうち、指定給水装置工事事業者が電子申請を利用する場合には、当社が発行するIDを取得するものとします。

2 利用者のうち、図面代理申請業者が電子申請を利用する場合には、請負元である指定給水装置工事事業者の責任をもって、当社が発行するIDを取得するものとします。

3 利用者は、自己の責任においてログインIDを厳重に管理するものとし、ログインIDの漏えいの可能性がある場合は、速やかに当社に失効手続を申請するものとします。失効手続が申請されなかった場合、当社では、漏えいしたログインIDにより行われた申請等の手続についても、全て当該利用者の意思によるものとみなします。

4 ログインIDを必要とする手続においては、ログインIDが有効であることが必要です。申請行為の場合は、承認又は否認の決定がされるまでの申請期間中に利用者のログインIDが有効であることが必要ですので、申請期間中にログインIDが失効する場合は、有効なログインIDを取得の後、申請を行うものとします。

5 利用者は、パスワードを6か月に1回以上更新するものとします。パスワードは、6桁以上10桁以内かつ英数記号を含むものとします。

6 利用者は、雇用する職員等が退職する際には、情報漏洩防止の観点からパスワードを更新するものとします。

7 利用者がIDを不正利用し利害関係人に与えた損害等につきましては、利用者および個人の責任において解決するものとします。

(変更申請)

第9条 利用者は、ログインIDの発行時の会社名などに変更があった場合には、速やかに変更申請の手続を行うものとします。

(取り扱うことができない業務)

第10条 電子申請で取扱うことができない業務は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 給水水圧調査依頼
- (2) 私有管改良工事
- (3) 未復旧対策
- (4) 負担金工事
- (5) 給水装置工事が絡まない単独での老朽管改良促進事業
- (6) 給水装置工事が絡まない単独での所有者変更届提出
- (7) その他当社が別途指定する業務

(各種申請、受付締切時間等)

第11条 電子申請を利用して給水装置工事に係る各種申請を行う場合、当日の申請受付締切時間は、午後5時とします。

2 電子申請では、受付締切時間までに申請書等の提出を完了する必要があります。提出の完了は、電子申請上の受付先当社管理領域へ、当該データの書き込みが完了したときとします。この際、利用者が利用する機器、回線等の不具合を原因とする場合だけでなく、電子申請サービス等の不具合が原因であっても、申請書等の提出が完了していないときは、当該申請書等の提出は無効となりますので、申請は時間に十分な余裕を持って行ってください。

3 電子申請により添付ファイルを送信する場合は、必ず事前にウイルスチェックを行ってください。ウイルスに感染した添付ファイルを送信した場合には、当該ファイルは無効となります。さらに、審査時にウイルス感染が発見された場合にも、当該申請は無効となる場合があります。

(申請先の当社からの通知等)

第12条 電子申請による申請について当社から利用者へ連絡・通知等を行う場合には、電子申請、電話等により連絡します。

(電子申請の不具合時の影響)

第13条 電子申請において、システム等の不具合が発生された場合は、当該不具合発生時点から復旧する時点までに受け付けた申請は中断・中止(打切り)されることがあります。

(時刻)

第 14 条 電子申請サービス内の時刻は、当社が契約するアマゾン社 AWS と準拠します。

(再委託)

第 15 条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第 16 条(秘密情報の取り扱い)及び第 17 条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

(秘密情報の取り扱い)

第 16 条 利用者及び当社は、電子申請の利用のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 前各項の定めにかかわらず、利用者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、利用者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

5 当社は、電子申請の改良、サービスの維持管理等を目的とする統計調査のため、利用者の電子申請の利用状況、画面・項目の利用頻度等の統計数値を利用し、あるいは統計調査に必要な限度でこれらの情報を解析し、二次加工して活用できるものとし、利用者はかかる統計調査、二次加工活用を行うことに同意します。

6 本条の規定は、本サービス終了後も 10 年間有効に存続するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 17 条 当社は、個人情報保護関連法令・例規等に基づき、個人情報の保護を行います。

当社は、個人情報保護関連法令・例規等で定める場合を除き、個人情報の目的外利用を行うこと及びサービス提供事業者以外の第三者に個人情報を提供することは一切ありません。サービス提供事業者は、個人情報保護関連法令・例規等及び当社との委託契約において定める個人情報についての守秘義務等について遵守し、電子申請サービスの運用を行います。

- 2 利用者が電子申請サービスを利用して当社へ送信される個人情報又は当社から利用者へ送信する個人情報は、データの暗号化によって保護されます。
- 3 当社及びサービス提供事業者において、個人情報を取り扱う範囲は必要最小限とし、個人情報保護関連法令・例規等の規定に違反して保有する個人情報を漏らした者には、法令等に基づく罰則を適用します。
- 4 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第 3 項乃至第 5 項の規定を準用するものとします。
- 5 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

（免責事項）

第 18 条 当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、利用者が電子申請サービスを利用したことにより発生した、利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負いません。

- 2 前項の規定に関わらず、当社は、以下の事由により利用者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- （1）天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- （2）利用者設備の障害又は電子申請設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
- （3）電子申請設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- （4）当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの電子申請用設備への侵入
- （5）善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない電子申請設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- （6）当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- （7）電子申請用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害

- (8) 電子申請用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 3 当社は、利用者が電子申請を利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

（利用規約の変更）

- 第 19 条 当社は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。
- 2 当社は、本規約の変更を行った場合には、遅滞なく当社ウェブサイト上に掲載するものとします。ただし、変更が軽微で利用者に特に不利益にならないと当社が判断した場合は、通知しないものとします。
- 3 本規約の変更後に、利用者が電子申請を利用したときは、利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

（著作権）

- 第 20 条 電子申請が利用者に対し提供するコンテンツ、図面等に係る著作権は、当社に帰属するものであり、日本国の著作権関連法令等によって保護されています。

（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 第 21 条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
- 2 電子申請サービスの利用に関連して当社と利用者との間に生ずる全ての訴訟については、横浜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。